

第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

【中間見直し版】

(案)

(修正版)

令和5年3月

寝屋川市

目次

1	計画の見直しにあたって	1
2	基本方針における具体的施策<<関連事業>>の見直し	2
3	教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し	13
	(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)【1号認定】	13
	(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)等【2・3号認定】	16
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直し	20
	(1) 利用者支援事業	20
	(2) 延長保育事業	21
	(3) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)	23
	(4) 子育て短期支援事業	25
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	26
	(6) 養育支援訪問事業	26
	(7) 地域子育て支援拠点事業	27
	(8) 一時預かり事業	28
	① 一時預かり事業(幼稚園型)	28
	② 一時預かり事業(幼稚園型を除く)	31
	(9) 病児保育事業	33
	(10) ファミリー・サポート・センター事業	34
	(11) 妊婦健康診査	34
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	35
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	35

1 計画の見直しにあたって

(1) 趣旨

本市では、子ども及び子どもを養育している人を対象として、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、必要な支援を途切れなく実施することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境の整備を目的として、平成27年3月に「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月に「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」といいます。）を策定しました。本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、令和2年度から令和6年度の間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（利用ニーズ）と「確保方策」（提供体制と実施時期）を定めた計画となっています。

この計画においては、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）において、「当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保方策」に大きな開きが見られる場合、中間年度を目安として、計画の見直しを検討する」と定められています。

計画策定から2年が経過し、当初の計画に対して「量の見込み」及び「確保方策」に開きが生じていることから、この計画をより実態に沿ったものとするため、見直しを実施することとしました。

また、「量の見込み」及び「確保方策」の見直しにあわせて、計画における基本方針に基づく具体的施策の関連事業について、計画策定以降に廃止もしくは新規事業があるため、見直しを実施しました。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における見直しについて

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成29年6月29日付内閣府事務連絡）（以下「国手引き」といいます。）に基づき、教育・保育において令和3年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値と計画との間に10%以上差が生じています。

また、地域子ども・子育て支援事業においても、当初計画と年間実績との間に10%以上差があるため事業があるため、見直しを行いました。

※ 当初計画における、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は平成30年度に実施したニーズ調査の結果を基に算出しております。

(3) 見直しの内容

ア 基本方針における具体的施策〈関連事業〉

令和2年度以降に廃止もしくは新規事業を反映しました。

イ 教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みについては、国手引きに基づき、令和4年4月1日時点における、全児童数に対する入所児童の割合（支給認定割合）を令和5年度・令和6年度の全児童数（推計値）に乗じて算出しました。

ウ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度から令和3年度までの年間実績等に基づき算出しました。

確保方策につきましては、事業毎に実施施設数等の増加等の拡充内容等を反映しました。

2 基本方針における具体的施策《関連事業》の見直し

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

1 安心して子どもを産むことができる環境づくり

(1) 母子保健の推進 (現計画:P37~P39)

【現計画】

《関連事業》

- | | |
|---------------------|-----------------|
| • 妊婦健康診査 | • 妊婦歯科健康診査 |
| • 子育て世代包括支援センター事業 | • 予防接種事業 |
| • 母子健康手帳交付（妊娠届出の受理） | • 乳幼児保健歯科教室 |
| • 乳幼児健康診査 | • 母子保健教室 |
| • 母子保健訪問指導 | • 食育推進事業 |
| • 母子保健相談 | • 不育症治療費助成 |
| • 子ども医療費の助成 | • 小児慢性特定疾病医療費助成 |
| • 特定不妊治療支援事業 | • 産後ケア事業 |
| • 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | • 新生児聴覚検査事業 |
| • 産婦健康診査事業 | |

【見直し後】

《関連事業》

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| • 妊婦健康診査 | • 妊婦歯科健康診査 |
| • 子育て世代包括支援センター事業 | • 予防接種事業 |
| • 母子健康手帳交付（妊娠届出の受理） | • 乳幼児保健歯科教室 |
| • 乳幼児健康診査 | • 母子保健教室 |
| • 母子保健訪問指導 | • 食育推進事業 |
| • 母子保健相談 | • 不育症治療費助成 |
| • 子ども医療費の助成 | • 産後ケア事業 |
| • 小児慢性特定疾病医療費助成 | • 新生児聴覚検査事業 |
| • 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | |
| • 産婦健康診査事業 | |
| • <u>妊婦PCR検査及び感染妊婦寄り添い型支援事業</u> | |
| • <u>新型コロナウイルス感染拡大防止対策（産後ケア事業）</u> | |
| • <u>新型コロナウイルス感染拡大防止対策（訪問支援事業）</u> | |
| • <u>子育て応援事業</u> | • <u>多胎児家庭支援事業</u> |
| • <u>おたくふかぜワクチン予防接種</u> | • <u>母子健康手帳アプリ導入</u> |
| • <u>子育てリフレッシュカード配布事業</u> | |
| • <u>出産・子育て応援給付金事業</u> | |

【見直し内容】

<廃止事業>

- 特定不妊治療支援事業

<新規事業>

- 妊婦PCR検査及び感染妊婦寄り添い型支援事業
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（産後ケア事業）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（訪問支援事業）
- 子育て応援事業
- 多胎児家庭支援事業
- おたくふかぜワクチン予防接種
- 母子健康手帳アプリ導入
- 子育てリフレッシュカード配布事業
- 出産・子育て応援給付金事業

(2) 子育てに関する情報提供の充実 (現計画:P40)

【現計画】

《関連事業》

- ・ねやがわ子育てナビ
- ・子育て情報配信サービス
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ・利用者支援事業

【見直し内容】

既存事業の廃止・新規事業の実施がないため、変更はありません。

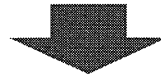
2 ワーク・ライフ・バランスの推進 (現計画:P41)

【現計画】

《関連事業》

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発
- ・父子健康手帳交付事業
- ・パパママ体験教室・プレママ教室

【見直し後】



《関連事業》

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発
- ・はぐくみベビー、マタニティクラス

【見直し内容】

＜廃止事業＞

- ・父子健康手帳交付事業

＜事業名変更＞

「パパママ体験教室・プレママ教室」⇒「はぐくみベビー、マタニティクラス」

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実 (現計画:P42~P45)

【現計画】

《関連事業》

- ・幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業
- ・特色ある幼稚園づくり事業
- ・保育（保育所、認定こども園）
- ・幼児教育・保育の無償化事業
- ・保育士バンク事業
- ・保育コンシェルジュの配置
- ・幼児教育アドバイザーの配置
- ・外国につながる幼児への支援・配慮
- ・一時預かり事業（幼稚園型）
- ・私立幼稚園副食費補足給付
- ・地域型保育事業
- ・食物アレルギー対策事業
- ・待機児童ZEROプランR

【見直し後】

《関連事業》

- ・幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業
- ・特色ある幼稚園づくり事業
- ・保育（保育所、認定こども園）
- ・幼児教育・保育の無償化事業
- ・保育士バンク事業
- ・保育コンシェルジュの配置
- ・幼児教育アドバイザーの配置
- ・外国につながる幼児への支援・配慮
- ・保育所等の給食費の支援
- ・民間保育所等衛生用品等購入補助及び市立保育所衛生用品等購入（延長保育事業等を含む。）
- ・就学前教育・保育の調査・研究事業
- ・乳幼児の絵本贈呈事業（With Books事業（HOPステージ））
- ・絵本ふれあい事業（With Books事業（HOPステージ））
- ・図書館探検事業（With Books事業（HOPステージ））
- ・一時預かり事業（幼稚園型）
- ・私立幼稚園副食費補足給付
- ・地域型保育事業
- ・食物アレルギー対策事業
- ・待機児童ZEROプランR

【見直し内容】

＜新規事業＞

- ・保育所等の給食費の支援
- ・民間保育所等衛生用品等購入補助及び市立保育所衛生用品等購入（延長保育事業等を含む。）
- ・就学前教育・保育の調査・研究事業
- ・乳幼児の絵本贈呈事業（With Books事業（HOPステージ））
- ・絵本ふれあい事業（With Books事業（HOPステージ））
- ・図書館探検事業（With Books事業（HOPステージ））

(2) 多様な保育の提供 (現計画:P46~P47)

【現計画】

《関連事業》

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業（幼稚園型）（再掲）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業（再掲）
- ・夜間保育事業
- ・一時預かり事業（幼稚園型を除く）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ等）
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・外国につながる幼児への支援・配慮（再掲）
- ・休日保育事業
- ・病児保育事業
- ・一時預かり等の無償化事業

【見直し後】

《関連事業》

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業（幼稚園型）（再掲）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業（再掲）
- ・夜間保育事業
- ・一時預かり事業（幼稚園型を除く）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ等）
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・外国につながる幼児への支援・配慮（再掲）
- ・保育士等処遇改善臨時特例補助金
- ・バイバイおむつ事業
- ・医療的ケア児保育支援事業
- ・休日保育事業
- ・病児保育事業
- ・一時預かり等の無償化事業

【見直し内容】

＜新規事業＞

- ・保育士等処遇改善臨時特例補助金
- ・バイバイおむつ事業
- ・医療的ケア児保育支援事業

2 就学後の子どもの健全育成

(1) 放課後の居場所づくりの推進 (現計画:P48)

【現計画】

《関連事業》

- ・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）・放課後子供教室推進事業
- ・子ども食堂支援事業

【見直し内容】

既存事業の廃止・新規事業の実施がないため、変更はありません。

(2) 幼・保・小の連携強化 (現計画:P49)

【現計画】

《関連事業》

- ・教育に関する調査研究事業
- ・小学校就学前子どもと小学生との交流
- ・英語村（英語力向上プラン）事業

【見直し後】



《関連事業》

- ・教育に関する調査研究事業
- ・小学校就学前子どもと小学生との交流
- ・英語村（英語力向上プラン）事業
- ・学校連携配送事業

【見直し内容】

＜新規事業＞

- ・学校連携配送事業

3 障害児支援の充実 (現計画:P50~P52)

【現計画】

《関連事業》

- ・児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業
- ・児童発達支援事業（どんぐり教室等）
- ・障害児保育
- ・居宅介護
- ・保育所等訪問支援
- ・短期入所
- ・寝屋川市自立支援協議会の機能の充実
- ・子ども用補聴器電池交換費用助成事業
- ・小児慢性特定疾病医療費助成（再掲）
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（再掲）
- ・放課後等デイサービス事業
- ・巡回相談
- ・移動支援事業
- ・就学相談等小学校との連携
- ・サポート手帳の活用
- ・難聴児補聴器等交付事業

【見直し後】

《関連事業》

- ・児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業
- ・児童発達支援事業（どんぐり教室等）
- ・障害児保育
- ・居宅介護
- ・保育所等訪問支援
- ・短期入所
- ・寝屋川市自立支援協議会の機能の充実
- ・子ども用補聴器電池交換費用助成事業
- ・小児慢性特定疾病医療費助成（再掲）
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（再掲）
- ・寝屋川市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担給付金支給事業
- ・発達障害児者及び家族等支援事業
- ・放課後等デイサービス事業
- ・巡回相談
- ・移動支援事業
- ・就学相談等小学校との連携
- ・サポート手帳の活用
- ・難聴児補聴器等交付事業

【見直し内容】

＜新規事業＞

- ・寝屋川市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担給付金支給事業
- ・発達障害児者及び家族等支援事業

基本方針3 地域で子育てを支える

1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり (現計画:P53~P55)

【現計画】

《関連事業》

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・幼稚園の地域開放、ふれあい文庫
- ・地域子育て支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）
- ・子育て応援サポーター事業
- ・子育て応援リーダー事業
- ・ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業
- ・子育てリフレッシュ館の運営
- ・子育て世代包括支援センター事業（再掲）
- ・利用者支援事業（再掲）
- ・子ども読書活動の推進

【見直し後】



《関連事業》

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・幼稚園の地域開放、ふれあい文庫
- ・地域子育て支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）
- ・子育て応援サポーター事業
- ・子育て応援リーダー事業
- ・ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業
- ・子育てリフレッシュ館の運営
- ・子育て世代包括支援センター事業（再掲）
- ・キッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料減免
(多子世帯応援事業)
- ・利用者支援事業（再掲）
- ・子ども読書活動の推進

【見直し内容】

<廃止事業>

- ・ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業

<新規事業>

- ・キッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料減免
(多子世帯応援事業)

2 保護者に寄り添う支援の実施 (現計画:P56~P57)

【現計画】

《関連事業》

- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）
- ・子育て応援サポーター事業（再掲）
- ・子育て応援リーダー事業（再掲）
- ・育児援助・家事援助事業
- ・家庭教育サポーター派遣事業
- ・子ども家庭総合支援拠点事業
- ・養育支援訪問事業
- ・こども相談
- ・家庭教育学級事業

【見直し内容】

既存事業の廃止・新規事業の実施がないため、変更はありません。

3 地域全体で取り組む子育て支援 (現計画:P58~P59)

【現計画】

《関連事業》

- ・地域における子育て支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
- ・子育て応援リーダー事業（再掲）
- ・地域人材との連携
- ・子どもの安全対策（地域の見守り活動）
- ・子ども食堂支援事業（再掲）
- ・子育て支援グループの育成
- ・赤ちゃんの駅



【見直し後】

《関連事業》

- ・地域における子育て支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
- ・子育て応援リーダー事業（再掲）
- ・地域人材との連携
- ・子どもの安全対策（地域の見守り活動）
- ・子ども食堂支援事業（再掲）
- ・子育て支援グループの育成
- ・赤ちゃんの駅
- ・ファミリー・サポート・センター事業利用料減免（多子世帯応援事業）

【見直し内容】

＜新規事業＞

- ・ファミリー・サポート・センター事業利用料減免（多子世帯応援事業）

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

1 児童虐待の防止 (現計画:P60~P61)

【現計画】

《関連事業》

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ等) (再掲)
- ・子ども家庭総合支援拠点事業(再掲)
- ・こども相談(再掲)

【見直し内容】

既存事業の廃止・新規事業の実施がないため、変更はありません。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進 (現計画:P61~P62)

【現計画】

《関連事業》

- ・母子生活支援施設への入所支援
- ・母子・父子自立支援員による相談の充実
- ・自立支援プログラムの策定(地域就労支援)
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・子どもの養育支援事業
- ・保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用
- ・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭医療費の助成

【見直し内容】

既存事業の廃止・新規事業の実施がないため、変更はありません。

3 子どもの貧困対策の推進 (現計画:P63~P70)

【現計画】

【教育の支援】

《関連事業》

- 幼児教育・保育の無償化事業 (再掲)
- 幼児教育アドバイザーの配置 (再掲)
- スクールソーシャルワーカーの配置
- キャリア教育
- 特別支援教育就学奨励費負担等
- 生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給
- 生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外
- 生活保護制度に係る進学準備給付金
- 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援
- 中学校夜間学級就学奨励費の支給
- 児童生徒支援人材の配置
- 義務教育段階の就学援助

【生活の安定に資するための支援】

《関連事業》

- 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) (再掲)
- 子育て応援サポーター事業 (再掲)
- 子育て世代包括支援センター事業 (再掲)
- 養育支援訪問 育児援助・家事援助事業
- 母子生活支援施設への入所支援 (再掲)
- 家庭教育サポートチーム派遣事業
- ひとり親家庭医療費の助成 (再掲)
- 放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会) (再掲)
- 放課後子供教室推進事業 (再掲)
- 子育て短期支援事業 (ショートステイ等) (再掲)
- 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 (再掲)
- キャリア教育 (再掲)
- スクールソーシャルワーカーの配置 (再掲)
- 青少年の居場所作り事業
- 生活困窮者住居確保給付金
- 養育支援訪問事業 (再掲)
- 家庭教育学級事業 (再掲)
- ひとり親家庭の優先利用
- 子ども食堂支援事業 (再掲)
- 食育の推進に関する支援

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

《関連事業》

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給 (再掲)
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 (再掲)
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (再掲)
- 生活保護制度に係る就労自立給付金
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業

【経済的支援・その他支援】

《関連事業》

- ・児童手当の支給
- ・児童扶養手当の支給（再掲）
- ・子どもの養育支援事業（再掲）
- ・母子・父子自立支援員による相談の充実（再掲）
- ・自立支援プログラムの策定（地域就労支援）（再掲）
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度（再掲）
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）
- ・JR通勤定期乗車券割引証明書の交付
- ・生活困窮者自立相談支援事業（再掲）
- ・要保護児童対策地域協議会（再掲）
- ・利用者支援事業（再掲）
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）
- ・こども相談（再掲）
- ・青少年の相談窓口

【見直し内容】

既存事業の廃止・新規事業の実施がないため、変更はありません。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し

(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)【1号認定】 (現計画:P76~P79)

【事業概要】

満3歳以上で保育を必要としない(1号認定及び2号認定で教育を希望する者)、小学校就学前の子どもが利用できます。

【見直しの概要】

「量の見込み」については、国手引きに従い、直近の実績に基づく推計児童数及び支給認定割合の令和4年度実績を用いて、算出しました。

「確保方策」については、保育所及び私立幼稚園から認定こども園への移行に伴う定員の設定や実施箇所数を拡充要素として反映しました。

		(人・か所)			
		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量 の 見 込 み	1号認定	1,406	1,373	1,384	1,334
	2号認定相当	481	470	472	455
	合計 [Ⓐ]	1,887	1,843	1,856	1,789
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設	1,188	1,454	1,188	1,384
	上記以外の施設	2,175	1,780	2,175	1,780
	市外施設	419	288	419	288
	合計 [Ⓑ]	3,782	3,522	3,782	3,452
過不足(Ⓑ - Ⓐ)		1,895	1,679	1,926	1,663
市内実施箇所数		30	34	30	34

<区域別>

(人・か所)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西北	量の 見込み	1号認定	263	246	259	213
		2号認定相当	90	84	88	72
		合計①	353	330	347	285
	確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	162	101	162	101
		上記以外の施設	440	440	440	440
		市外施設	4	9	4	9
		合計②	606	550	606	550
	過不足(② - ①)		253	220	259	265
	実施箇所数		6	7	6	7
	東北	量の 見込み	1号認定	358	264	352
2号認定相当			122	90	120	78
合計①			480	354	472	305
確保 方策 (提供 量)		特定教育・保育施設	269	664	269	664
		上記以外の施設	925	520	925	520
		市外施設	50	32	50	32
		合計②	1,244	1,216	1,244	1,216
過不足(② - ①)		764	862	772	911	
実施箇所数		4	4	4	4	
東		量の 見込み	1号認定	288	334	283
	2号認定相当		98	113	97	124
	合計①		386	447	380	487
	確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	334	289	334	254
		上記以外の施設	405	405	405	405
		市外施設	41	19	41	19
		合計②	780	713	780	678
	過不足(② - ①)		394	266	400	191
	実施箇所数		5	5	5	4

<区域別>

(人・か所)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西	量の 見込み	1号認定	212	183	209	180
		2号認定相当	73	63	71	61
		合計①	285	246	280	241
	確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	49	43	49	43
		上記以外の施設	405	415	405	415
		市外施設	13	9	13	9
		合計②	467	467	467	467
	過不足(② - ①)		182	221	187	226
	実施箇所数		5	5	5	6
	西南	量の 見込み	1号認定	163	179	161
2号認定相当			56	62	55	63
合計①			219	241	216	249
確保 方策 (提供 量)		特定教育・保育施設	286	298	286	298
		上記以外の施設	0	0	0	0
		市外施設	148	90	148	90
		合計②	434	388	434	388
過不足(② - ①)		215	147	218	139	
実施箇所数		6	8	6	8	
南		量の 見込み	1号認定	122	167	120
	2号認定相当		42	58	41	57
	合計①		164	225	161	222
	確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設	88	59	88	24
		上記以外の施設	0	0	0	0
		市外施設	163	129	163	129
		合計②	251	188	251	153
	過不足(② - ①)		87	△ 37	90	△ 69
	実施箇所数		4	5	4	5

(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)等【2・3号認定】 (現計画:P80~P84)

【事業概要】

保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする0~5歳(2号認定(3~5歳)及び3号認定(0~2歳))の子どもが利用できます。

【見直しの概要】

「量の見込み」については、国手引きに従い、直近の実績に基づく推計児童数及び支給認定割合の令和4年度実績を用いて、算出しました。

「確保方策」については、私立幼稚園から認定こども園への移行等に伴う定員の設定や実施箇所数を拡充要素として反映しました。

		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み	2号認定 (3~5歳児)	2,503	2,618	2,460	2,575
	3号認定 (0歳児)	240	207	232	201
	3号認定 (1・2歳児)	1,645	1,495	1,590	1,449
	合計①	4,388	4,320	4,282	4,225
(確保方策) (提供量)	2号認定 (3~5歳児)	2,607	2,688	2,607	2,688
	3号認定 (0歳児)	249	254	249	254
	3号認定 (1・2歳児)	1,681	1,619	1,681	1,619
	合計②	4,537	4,561	4,537	4,561
過不足(②-①)		149	241	255	336
市内実施箇所数		53	54	53	54

<区域別>

(人・か所)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西北	量の 見込み	2号認定 (3~5歳児)	466	427	443	384
		3号認定 (0歳児)	47	32	46	30
		3号認定 (1・2歳児)	310	243	301	240
		合計①	823	702	790	654
	(確保 方策 量)	2号認定 (3~5歳児)	433	438	433	438
		3号認定 (0歳児)	56	56	56	56
		3号認定 (1・2歳児)	251	246	251	246
		合計②	740	740	740	740
	過不足 (②-①)		△ 83	38	△ 50	86
	実施箇所数		6	6	6	6
	東北	量の 見込み	2号認定 (3~5歳児)	488	404	482
3号認定 (0歳児)			44	27	42	26
3号認定 (1・2歳児)			294	229	285	227
合計①			826	660	809	616
(確保 方策 量)		2号認定 (3~5歳児)	375	405	375	405
		3号認定 (0歳児)	43	47	43	47
		3号認定 (1・2歳児)	262	278	262	278
		合計②	680	730	680	730
過不足 (②-①)		△ 146	70	△ 129	114	
実施箇所数		9	10	9	10	

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

<区域別>

(人・か所)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
東	量の 見込み	2号認定 (3~5歳児)	449	513	448	550
		3号認定 (0歳児)	77	50	75	51
		3号認定 (1・2歳児)	336	332	325	342
		合計①	862	895	848	943
	(確保 方策 提供量)	2号認定 (3~5歳児)	393	405	393	405
		3号認定 (0歳児)	41	42	41	42
		3号認定 (1・2歳児)	264	241	264	241
		合計②	698	688	698	688
	過不足 (②-①)		△ 164	△ 207	△ 150	△ 255
	実施箇所数		10	10	10	10
西	量の 見込み	2号認定 (3~5歳児)	355	445	350	438
		3号認定 (0歳児)	16	35	15	34
		3号認定 (1・2歳児)	226	263	217	241
		合計①	597	743	582	713
	(確保 方策 提供量)	2号認定 (3~5歳児)	486	497	486	497
		3号認定 (0歳児)	43	43	43	43
		3号認定 (1・2歳児)	311	290	311	290
		合計②	840	830	840	830
	過不足 (②-①)		243	87	258	117
	実施箇所数		9	9	9	9

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

<区域別>

(人・か所)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西南	量の 見込み	2号認定 (3~5歳児)	385	449	387	462
		3号認定 (0歳児)	45	39	43	37
		3号認定 (1・2歳児)	248	240	238	221
		合計①	678	728	668	720
	(確保 方策) 提供量	2号認定 (3~5歳児)	439	449	439	449
		3号認定 (0歳児)	29	29	29	29
		3号認定 (1・2歳児)	287	277	287	277
		合計②	755	755	755	755
	過不足 (②-①)		77	27	87	35
	実施箇所数		10	10	10	10
南	量の 見込み	2号認定 (3~5歳児)	360	380	350	378
		3号認定 (0歳児)	11	24	11	23
		3号認定 (1・2歳児)	231	188	224	178
		合計①	602	592	585	579
	(確保 方策) 提供量	2号認定 (3~5歳児)	481	494	481	494
		3号認定 (0歳児)	37	37	37	37
		3号認定 (1・2歳児)	306	287	306	287
		合計②	824	818	824	818
	過不足 (②-①)		222	226	239	239
	実施箇所数		9	9	9	9

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直し

(1) 利用者支援事業 (現計画:P85)

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言等を行います。

【見直しの概要】

計画値と実績値の間にかい離がないため、見直しは行いません。

(か所)

		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量 の 見 込 み	基本型・特定型	4	4	4	4
	母子保健型	2	2	2	2
	合計①	6	6	6	6
(確保 方策 の 提 供 量)	基本型・特定型	4	4	4	4
	母子保健型	2	2	2	2
	合計②	6	6	6	6

(2) 延長保育事業 (現計画:P86~P87)

【事業概要】

保育所、認定こども園等における在園児を対象に、保育時間（標準時間（11時間）、短時間（8時間）を超えて保育を実施する事業です。

【見直しの概要】

令和2年度から令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画値と実績値の間にかい離があったため、その影響や、2・3号認定児童数の変更を踏まえ、量の見込みと確保方策の見直しを行いました。

施設数については、施設が増加したため、拡充要素として反映しました。

<市域全体>

(人・か所)

	令和5年度		令和6年度	
	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み①	2,512	2,074	2,449	2,019
確保方策(提供量)②	2,512	2,074	2,449	2,019
過不足 (② - ①)	0	0	0	0
市内実施箇所数	44	49	44	49

<区域別>

(人・か所)

区域		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西北	量の見込み①	480	293	458	273
	確保方策(提供量)②	480	293	458	273
	過不足 (② - ①)	0	0	0	0
	実施箇所数	6	6	6	6
東北	量の見込み①	475	303	465	282
	確保方策(提供量)②	475	303	465	282
	過不足 (② - ①)	0	0	0	0
	実施箇所数	8	10	8	10
東	量の見込み①	489	335	482	353
	確保方策(提供量)②	489	335	482	353
	過不足 (② - ①)	0	0	0	0
	実施箇所数	7	8	7	8

<区域別>

(人・か所)

区域		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西	量の見込み①	343	489	333	469
	確保方策(提供量)②	343	489	333	469
	過不足 (② - ①)	0	0	0	0
	実施箇所数	9	9	9	9
西南	量の見込み①	368	243	365	240
	確保方策(提供量)②	368	243	365	240
	過不足 (② - ①)	0	0	0	0
	実施箇所数	7	8	7	8
南	量の見込み①	357	411	346	402
	確保方策(提供量)②	357	411	346	402
	過不足 (② - ①)	0	0	0	0
	実施箇所数	7	8	7	8

(3) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) (現計画:P88~P91)

【事業概要】

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図ります。

【見直しの概要】

令和2年度及び令和3年度実績において計画値と実績値の間にかい離があったため、実績ベースを元に見直しを行いました。

<市域全体> (人・校)

		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み	低学年	1,554	1,722	1,510	1,627
	高学年	451	550	433	647
	合計 [Ⓐ]	2,005	2,272	1,943	2,274
確保方策(提供量) [Ⓑ]		2,550	2,550	2,550	2,550
過不足(Ⓑ - Ⓐ)		545	278	607	276
市内実施箇所数		24 (62区画)	24 (62区画)	24 (62区画)	24 (62区画)

<区域別> (人・校)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西北	量の見込み [Ⓐ]	低学年	275	309	291	307
		高学年	81	84	76	104
		合計	356	393	367	411
	確保方策(提供量) [Ⓑ]		430	435	430	450
	過不足(Ⓑ - Ⓐ)		74	42	63	39
	実施箇所数		4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)
東北	量の見込み [Ⓐ]	低学年	294	330	266	301
		高学年	87	126	89	142
		合計	381	456	355	443
	確保方策(提供量) [Ⓑ]		490	500	490	480
	過不足(Ⓑ - Ⓐ)		109	44	135	37
	実施箇所数		4 (11区画)	4 (11区画)	4 (11区画)	4 (11区画)

<区域別>

(人・校)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
東	量の 見込み ①	低学年	297	350	297	352
		高学年	83	107	80	123
		合計	380	457	377	475
	確保方策(提供量)②		520	500	520	515
	過不足 (② - ①)		140	43	143	40
	実施箇所数		4 (12区画)	4 (12区画)	4 (12区画)	4 (12区画)
西	量の 見込み ①	低学年	223	249	214	226
		高学年	62	55	59	85
		合計	285	304	273	311
	確保方策(提供量)②		360	350	360	355
	過不足 (② - ①)		75	46	87	44
	実施箇所数		4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)
西南	量の 見込み ①	低学年	243	263	224	238
		高学年	78	100	71	114
		合計	321	363	295	352
	確保方策(提供量)②		400	415	400	405
	過不足 (② - ①)		79	52	105	53
	実施箇所数		4 (9区画)	4 (9区画)	4 (9区画)	4 (9区画)

<区域別>

(人・校)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
南	量の 見込み ①	低学年	225	221	218	203
		高学年	57	78	58	79
		合計	282	299	276	282
	確保方策(提供量)②		350	350	350	345
	過不足 (② - ①)		68	51	74	63
	実施箇所数		4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)

(4) 子育て短期支援事業 (現計画:P92)

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

【見直しの概要】

令和3年度において、計画値と実績値の間にかい離はありませんが、本事業へのニーズが高まっていること等も踏まえ、量の見込みと確保方策の見直しを行いました。

施設数については、施設が増加したため、拡充要素として反映しました。

(人日・か所)

	令和5年度		令和6年度	
	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み①	119	140	115	150
確保方策(提供量)②	119	140	115	150
過不足 (② - ①)	0	0	0	0
市内実施箇所数	4	8	4	8

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) (現計画:P93)

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見直しの概要】

令和2年度において、計画値と実績値の間にかい離があったため、令和元年度及び令和3年度の実績に基づき、量の見込みの見直しを行いました。

確保方策(実施体制)については、民生委員・児童委員(2人減)を反映しました。

(人)

		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量 の 見 込 み	出生数	1,430	1,430	1,383	1,430
	訪問数	1,244	1,145	1,203	1,145
確保方策 (実施体制)		民生委員・児童委員(69人)⇒(67人)に訪問員を委嘱。			

(6) 養育支援訪問事業 (現計画:P94)

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断された家庭を訪問して、養育に関する助言、指導を行い、家庭内での育児に関する具体的な援助を行う事業です。

【見直しの概要】

量の見込みについては、見直しは行いませんが、確保方策(育児援助・家事援助事業)については、現在の委託状況を反映させました。

(人)

		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量 の 見 込 み	養育支援訪問事業	65	65	65	65
	育児援助・ 家事援助 事業	35	35	35	35
	合計	100	100	100	100
(実施保 体方 策)	養育支援 訪問事業	実施体制：22人 実施機関：子育て支援課等(保育士、保健師等)が 連携して実施			
	育児援助・ 家事援助 事業	委託団体：10団体(当初計画) → 9団体(見直し後)			

(7) 地域子育て支援拠点事業 (現計画:P95~P96)

【事業概要】

未就学児とその保護者が気軽に集える場所で、相互交流や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見直しの概要】

令和2年度及び令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値と実績値の間にかい離があったため、その影響を踏まえ、量の見込みの見直しを行いました。

<市域全体>		(人日・か所)			
		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み		141,464	47,705	136,775	38,890
市内実施箇所数		12	12	12	12

<区域別>		(人日・か所)			
		令和5年度		令和6年度	
区域		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西北	量の見込み	26,719	9,149	25,884	7,985
	実施箇所数	2	2	2	2
東北	量の見込み	25,178	5,537	24,375	4,584
	実施箇所数	2	2	2	2
東	量の見込み	29,706	21,224	28,871	17,422
	実施箇所数	2	2	2	2
西	量の見込み	19,140	4,237	18,305	3,134
	実施箇所数	2	2	2	2
西南	量の見込み	21,035	4,100	20,328	3,309
	実施箇所数	2	2	2	2
南	量の見込み	19,686	3,458	19,012	2,456
	実施箇所数	2	2	2	2

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園型) (現計画:P97~P99)

【事業概要】

幼稚園等が在園児を対象に、教育時間の前後や長期休暇期間等に一時的に預かる事業です。

【見直しの概要】

令和2年度及び令和3年度実績において、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値と実績値にかい離があるが、今後の感染症の動向によって、利用者数が増える可能性があるため、見直しは行いませんが、施設数については、施設の増加を踏まえ、拡充要素として反映しました。

<市域全体>		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の 見 込 み	1号認定	17,780	17,780	17,483	17,483
	2号認定相当	39,354	39,354	38,689	38,689
	合計 [Ⓐ]	57,134	57,134	56,172	56,172
確保方策(提供量) [Ⓑ]		121,497	121,497	121,497	121,497
過不足 ([Ⓑ] - [Ⓐ])		64,363	64,363	65,325	65,325
市内実施箇所数		26	27	26	27

<区域別>

(人日・か所)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西北	量の 見込み	1号認定	3,433	3,433	3,233	3,233
		2号認定 相当	7,600	7,600	7,152	7,152
		合計 [Ⓐ]	11,033	11,033	10,385	10,385
	確保方策(提供量) [Ⓑ]	17,715	17,715	17,715	17,715	
過不足([Ⓑ] - [Ⓐ])			6,682	6,682	7,330	7,330
実施箇所数			5	6	5	6
東北	量の 見込み	1号認定	3,571	3,571	3,529	3,529
		2号認定 相当	7,893	7,893	7,803	7,803
		合計 [Ⓐ]	11,464	11,464	11,332	11,332
	確保方策(提供量) [Ⓑ]	36,211	36,211	36,211	36,211	
過不足([Ⓑ] - [Ⓐ])			24,747	24,747	24,879	24,879
実施箇所数			4	4	4	4
東	量の 見込み	1号認定	3,199	3,199	3,185	3,185
		2号認定 相当	7,074	7,074	7,058	7,058
		合計 [Ⓐ]	10,273	10,273	10,243	10,243
	確保方策(提供量) [Ⓑ]	33,796	33,796	33,796	33,796	
過不足([Ⓑ] - [Ⓐ])			23,523	23,523	23,553	23,553
実施箇所数			4	5	4	5

<区域別>

(人日・か所)

区域			令和5年度		令和6年度	
			当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西	量の 見込み	1号認定	2,452	2,452	2,428	2,428
		2号認定 相当	5,419	5,419	5,362	5,362
		合計①	7,871	7,871	7,790	7,790
	確保方策(提供量) ②	18,095	18,095	18,095	18,095	
過不足(② - ①)			10,224	10,224	10,305	10,305
実施箇所数			5	4	5	4
西南	量の 見込み	1号認定	2,560	2,560	2,607	2,607
		2号認定 相当	5,667	5,667	5,774	5,774
		合計①	8,227	8,227	8,381	8,381
	確保方策(提供量) ②	11,270	11,270	11,270	11,270	
過不足(② - ①)			3,043	3,043	2,889	2,889
実施箇所数			5	5	5	5
南	量の 見込み	1号認定	2,565	2,565	2,501	2,501
		2号認定 相当	5,701	5,701	5,540	5,540
		合計①	8,266	8,266	8,041	8,041
	確保方策(提供量) ②	4,410	4,410	4,410	4,410	
過不足(② - ①)			△ 3,856	△ 3,856	△ 3,631	△ 3,631
実施箇所数			3	3	3	3

※通園バスの利用等により、在住区域外への通園が可能であるため、過不足についてはこの限りではありません。

(8) 一時預かり事業

② 一時預かり事業(幼稚園型を除く) (現計画:P100~P102)

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

【見直しの概要】

令和2年度及び令和3年度実績において、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値と実績値にかい離があったため、その影響を踏まえ、見直しを行いました。

＜市域全体＞		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
保育所・認定こども園	量の見込み①	3,255	1,141	3,148	933
	確保方策(提供量)②	15,928	15,928	15,928	15,928
	過不足(②-①)	12,673	14,787	12,780	14,995
	市内実施箇所数	8	8	8	8
RELATTO(リラット)	量の見込み①	1,055	1,394	1,020	1,347
	確保方策(提供量)②	1,590	4,820	1,590	4,820
	過不足(②-①)	535	3,426	570	3,473
	市内実施箇所数	1	1	1	1
合計	量の見込み①	4,310	2,535	4,168	2,280
	確保方策(提供量)②	17,518	20,748	17,518	20,748
	過不足(②-①)	13,208	18,213	13,350	18,468
	市内実施箇所数	9	9	9	9

※子育てリフレッシュ館における一時預かり事業は、時間単位で子どもを一時的に預かる事業のため、半日もしくは1日預かる保育所及び認定こども園とは分けて記載しています。

<区域別>

【保育所・認定こども園】

(人日・か所)

区域		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
西北	量の見込み①	1,117	355	1,080	291
	確保方策(提供量)②	2,400	2,400	2,400	2,400
	過不足(② - ①)	1,283	2,045	1,320	2,109
	実施箇所数	1	1	1	1
東北	量の見込み①	296	91	286	74
	確保方策(提供量)②	1,220	1,220	1,220	1,220
	過不足(② - ①)	924	1,129	934	1,146
	実施箇所数	1	1	1	1
東	量の見込み①	938	551	907	451
	確保方策(提供量)②	4,666	4,666	4,666	4,666
	過不足(② - ①)	3,728	4,115	3,759	4,215
	実施箇所数	2	2	2	2
西	量の見込み①	317	107	307	87
	確保方策(提供量)②	4,172	4,172	4,172	4,172
	過不足(② - ①)	3,855	4,065	3,865	4,085
	実施箇所数	2	2	2	2
西南	量の見込み①	544	36	526	29
	確保方策(提供量)②	2,240	2,240	2,240	2,240
	過不足(② - ①)	1,696	2,204	1,714	2,211
	実施箇所数	1	1	1	1
南	量の見込み①	43	1	42	1
	確保方策(提供量)②	1,230	1,230	1,230	1,230
	過不足(② - ①)	1,187	1,229	1,188	1,229
	実施箇所数	1	1	1	1

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

【子育てリフレッシュ館】

(人日・か所)

区域		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
R E L A T T O (リ ラ ッ ト)	量の見込み①	1,055	1,394	1,020	1,347
	確保方策(提供量)②	1,590	4,820	1,590	4,820
	過不足(② - ①)	535	3,426	570	3,473
	実施箇所数	1	1	1	1

(9) 病児保育事業 (現計画:P103)

【事業概要】

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった子どもを保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を図る事業です。

【見直しの概要】

病児対応型については、計画値と実績値の間にかい離はありませんが、体調不良児対応型については、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値と実績値にかい離があったため、その影響を踏まえ、見直しを行いました。令和3年度以降の体調不良児対応型の施設数については、施設の増加を踏まえ、拡充要素として反映しました。

(人日・か所)

		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量 の 見 込 み	病児対応型	1,539	1,539	1,500	1,500
	体調不良児対応型	3,836	4,512	3,741	4,401
	合計①	5,375	6,051	5,241	5,901
	確保方策(提供量)②	12,306	12,306	12,306	12,306
	過不足(② - ①)	6,931	6,255	7,065	6,405
	実施箇所数	19	22	19	22

(10) ファミリー・サポート・センター事業 (現計画:P104)

【事業概要】

保護者の仕事と家庭の両立及び子どもの健やかな育成を支援するため、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
(相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など)

【見直しの概要】

令和2年度及び令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値と実績値にかい離があるため、その影響を踏まえ、見直しを行いました。

(人日)

	令和5年度		令和6年度	
	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み①	2,127	1,439	2,068	1,399
確保方策(提供量)②	2,127	1,439	2,068	1,399
過不足 (② - ①)	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査 (現計画:P105)

【事業概要】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【見直しの概要】

計画値と実績値の間にかい離がないため、見直しは行いません。

(人・件)

		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み	対象人数	1,383	1,383	1,338	1,338
	健診回数	16,596	16,596	16,056	16,056
確保方策 (実施体制)		実施場所：大阪府内の医療機関、助産院 ※他府県の場合は、受診後に還付を実施。 検査項目：健康状態の把握(妊娠週数に応じた問診等) 検査計測・保健指導等 血液検査・子宮頸がん検診 超音波検査 B群溶血性レンサ球菌 性器クラミジア NST検査 実施時期：通年			

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (現計画:P106)

【事業概要】

令和元年10月から実施された幼児教育無償化の一環として、従来の就園奨励費の対象となる私立幼稚園に通園している年収360万円未満相当世帯の園児及び全所得階層の第3子以降の園児の副食費(おかず)相当額の給付を行います。

【見直しの概要】

私立幼稚園から認定こども園への移行に伴う、利用者数の減少を反映しました。

(人日)

	令和5年度		令和6年度	
	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み①	275	217	271	213
確保方策(提供量)②	275	217	271	213
過不足 (② - ①)	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (現計画:P107)

【事業概要】

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業(特別支援教育に関する支援等)です。

【見直しの概要】

計画値と実績値を設定していないため、見直しは行いません。

**第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画
【中間見直し版】**

(案)

(修正版)

令和5年3月

発行：寝屋川市 こども部 こどもを守る課
〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号
TEL 072-838-0134
FAX 072-839-6767
E-mail kodomo-m@city.neyagawa.osaka.jp